

一	二	三	四	五
名称及び記号	発行の根拠	振替法の適用等	発行方法	発行額
利付国庫債券（五年）（第四十八回） 財務大臣 谷垣 禎一	財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び平成十七年度における財政運営のた	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下	日本郵政公社による国債の募集	額面金額で三百億円
省令第三十号（第六号） 平成十七年八月二十五日発行する利付国債の発行	平成十七年八月二十五日発行する利付国債の発行	平成十七年八月二十五日発行する利付国債の発行	平成十七年八月二十五日発行する利付国債の発行	平成十七年八月二十五日発行する利付国債の発行

円、国債整理基金特別会計法第
 で百七十四億六千五百五十万
 利付国債に規定に基づき発行する
 第一の項の規定に基づき発行する
 行の特例等に関する法律第二條
 ける財政運営のため法律第二條
 九千十萬円、平成十七年度にお
 ついては、額面金額で四十億
 定に基づき発行する利付国債に
 うち、財政法第四條第一項の規

六 払込金額
七 最低額面金額

八 振替単位

九 発行日
募集の価格

十一 利率
十二 経過利率の払込み

五 五条第一項の規定に基づき発行
す する利付国債に ついては、額面
金 額で八十億四千八百三十五万
円 三百億六千六百万円
五 万円

振替法の規定による振替口座簿
の記載又は記録は、最低額面金額
の整数倍の金額によるものとす
る。平成十七年八月二十五日
額面金額百円につき百円二十二

年 七パーセント
(一) 日本郵政公社総裁は、払込金

額に加えて、次の算式により算
出した金額を第十九号の規定
する期日に払い込むものとす
る。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.7}{100} \times \frac{66}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に
係る所得税が源泉徴収される
ものとして振替口座簿中の口
座に記載又は記録されるもの
については、前記(一)の算式に
り算出した金額から当該金額
に百分の二十を乗じた金額(た
だし、当該国債を発行時にお
て取得する者が非居住者又は
外国法人である場合には、前記
(一)の算式により算出した金額
に当該非居住者又は外国法人
が適用を受ける所得税の税率

十三 初期利子

を乗じた金額)を控除することができる。

平成十七年十二月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ)。

$$\frac{\text{償還総額} \times 0.7}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四 第二期以後の利子

毎年六月二十日及び十二月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十五 償還金

平成二十二年六月二十日

十六 償還金額

額面金額百円につき百円

十七 元利支

日本銀行

十八 払集場所

平成十七年八月十六日から平成十七年八月十九日まで

十九 払込期日

平成十七年八月二十五日